


新型コロナワクチン 小児追加接種のご案内

オミクロン株の流行下で小児の重症者数が増加傾向にあること、初回(1・2回目)接種による発症予防効果が時間の経過とともに低下することから、令和4年9月6日より、5～11歳の方に対する追加接種(3回目の接種)が開始されました。

<p>対象者</p>	<p>次の①②の両方に該当する方 ①初回(1・2回目)接種の完了後、5ヶ月が経過している。 ②接種日時点での年齢が5～11歳である。 ※接種日までの間に12歳に到達した方は、 12歳以上用のファイザー社ワクチンを接種してください。</p>
<p>予約方法</p> <p>完全予約制</p> <p>予約には、「照会番号」「生年月日」が必要です。</p>	<p>接種を希望する方は①または②の方法で予約してください。 ※詳細は、次ページ以降をご覧ください。</p> <p>①電話(コロナワクチン接種 相談・予約センター) ☎0120-500-662 (受付時間・平日9:00～17:00) ※オペレーターに小児接種であることを伝えてください。</p> <p>②LINE(スマートフォンアプリ) 『富岡市公式LINEアカウント』(受付時間・24時間) ※医療機関名の後に、『(ファ)・5～11歳小児専用(セット予約ではありません)』が表示されている会場を選択してください。</p> <div data-bbox="1268 934 1372 1083" style="text-align: right;">  <small>富岡市LINE アカウント</small> </div>
<p>接種ワクチン</p>	<p>コミナティ筋注5～11歳用(ファイザー社の小児用ワクチン) ※初回接種時に使用したものと同一の製剤です。</p>
<p>接種回数／費用</p>	<p>1回(第1期追加接種として) / 無料</p>
<p>注意事項</p>	<p>◎当日は保護者の方の同意と立ち合いが必要です。</p> <p>◎前後に他の予防接種を行う場合、原則として、コロナワクチン接種と13日以上の間隔を空けてください。ただし、インフルエンザの予防接種に限り、接種間隔の制限はありません。</p>

小児接種の日程について

<p>接種日程</p>	<p>毎週土曜日に下記の医療機関で実施します。(個別接種)</p>
<p>接種場所</p>	<p>【富岡市】小泉医院(富岡市富岡891) 宮崎医院(富岡市下高瀬298-7) 【甘楽町】原医院(甘楽町金井453)</p>

※現時点で集団接種の実施予定はありません。

ワクチン接種までのながれ

1. 予約をする ※ワクチン接種は完全予約制です

◎ 予約の際には、『生年月日』と『照会番号』(『あなたの接種券番号』)が必要です。
※照会(接種券)番号は「予防接種済証」に記載されています。

【予約方法】電話またはLINE(スマートフォンアプリ)で予約できます。

《電話予約(通話料無料)》
コロナワクチン接種相談・予約センター
(受付時間 平日9:00~17:00)
☎0120-500-662
かけ間違いにご注意ください

《LINE予約(24時間受付)》

・右の二次元コードを読み取り、「富岡市公式LINEアカウント」を友だち登録してください。
・会場名に注意してください。



富岡市LINE
アカウント

【予約に関する注意事項】

予約のキャンセルや変更は、相談・予約センターへの電話またはLINEでできます。ただし、当日のキャンセルは、接種を受ける医療機関へ電話してください。

2. 予診票を記入する

【予診票の注意事項】

- ◎ 消えないペンで記入してください。
- ◎ 予診票中段下「新型コロナワクチン接種希望書」の署名欄には、**当日立ち会う保護者の方が名前と続柄を自署**してください。

新型コロナワクチン接種希望書	チェック (☑) を忘れずに
医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。 (☑ 接種を希望します ・ ☐ 接種を希望しません)	
この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。	
このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。	
2022年 10月 1日	被接種者又は保護者自署 下仁田太郎 (父)

※小さい場合は保護者が署名し、保護者氏名及び被接種者との続柄を記載

当日同伴する保護者の名前と続柄を記入する

3. 予約した日に接種を受ける

【持ち物】 ※必ずお持ちください

- ①本人確認書類(保険証など)
- ②予診票(この通知に同封)
- ③接種済証(この通知に同封)
- ④母子健康手帳(可能な限り)
- ⑤お薬手帳(持っているお子様のみ)

【服装】

肩を出しやすい服装

【体温測定】

自宅で体温を測定し、37.5℃以上の発熱がある場合や、体調が悪い場合は、予約を変更してください。

当日は、保護者の方の立ち合いが必要です。

努力義務の適用について

努力義務とは

今回のワクチン接種の「努力義務」とは、「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法第9条の規定のことです。この規定のことは、いわゆる「努力義務」と呼ばれていますが、義務とは異なります。感染症の緊急のまん延予防の観点から、皆様に接種にご協力をいただきたいという趣旨から、このような規定があります。接種は強制ではなく、最終的には、あくまでも、ご本人（保護者）が納得した上で接種をご判断いただくこととなります。

小児接種の努力義務の適用について

令和4年9月6日から、小児に対する初回接種、3回目接種ともに、努力義務が適用されることになりました。

これまで行われてきた小児の初回接種に関しては、小児におけるオミクロン株の感染状況（感染者、重症化の動向）が確定的でなかったこと（増加傾向の途上にあったこと）、また、オミクロン株については、小児における発症予防効果・重症化予防効果に関するエビデンス必ずしも十分ではなかったこと（オミクロン株の出現以前の知見であったこと）から、小児については努力義務の規定が適用されていませんでした。

令和4年9月現在、オミクロン株の流行に伴い、小児の感染者数も増加傾向にあり、重症例や死亡例の割合は低いものの、重症者数が増加傾向にあることが報告されています。このような中、オミクロン株流行下での小児接種のエビデンスとして、

<初回接種>

- ・発症予防効果は中等度の有効性、入院予防効果は接種後2か月間で約80%の有効性が報告されている。
- ・米国の大規模データベースによる解析や、日本での副反応疑い報告の状況からも、ワクチンの接種体制に影響を与えられるほどの重大な懸念はないとされている。

<3回目接種>

- ・時間の経過とともに低下した感染予防効果が3回目接種により回復することが、近接した年齢層（12～15歳）で確認され、日本において薬事承認されている。
- ・3回目接種による局所及び全身反応について、その頻度は、2回目接種と比較して有意な差がなかったことが海外で報告され、日本の薬事審査でも、そのほとんどが軽度又は中等症であり大きな懸念はないとされている。

といった報告がされ、厚生科学審議会での議論を踏まえ、努力義務が適用されることになりました。

接種を受ける際の同意

新型コロナワクチンの接種は、皆様に受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。予防接種の効果と副反応のリスクの双方についてしっかり情報提供が行われた上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、自らの意思で接種をうけていただいています。ただし、16歳未満の方の場合は、原則、保護者（親権者または後見人）の同伴と予診票への保護者の署名が必要となり、保護者の同意なく接種がおこなわれることはありません。署名がなければワクチンの接種は受けられません。

園や学校などで周りの方に接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをすることのないようお願いします。

こんなときは…

Q 住民票の所在地と実際に住んでいる市町村が違います。接種方法について教えてください。

A やむを得ない事情と認められる場合は、接種を希望する医療機関のある市区町村に、『住所地外接種の申請』をすることで接種を受けることができます。
まず、接種を希望する医療機関のある市区町村へご相談ください。

Q 予診票を紛失してしまいました。予診票なしで、ワクチン接種ができますか？

Q 予約日に接種会場へ出かけましたが、予診の結果、接種を見合わせるようになりました。再度ワクチン接種の予約をしましたが、予診票は前回の予診時に接種会場へ提出したもので、手元にありません。予診票なしで接種できますか？

A 接種できません。保健センター ☎0274-82-5490へ連絡し、再発行の手続きをしてください。

Q 下仁田町から転出しました。下仁田町で発行された予診票は、転出先でも使用できますか？

A 使用できません。転出先の市区町村で、再発行の手続きをしてください。

問い合わせ先

●ワクチン接種の予約について(LINEまたは相談・予約センター)

相談・予約センター ☎0120-500-662 ※平日 9:00~17:00

●下仁田町の接種に関すること、予防接種救済制度(※1)について

下仁田町 保健課 保健推進係 (下仁田町保健センター内)

☎0274-82-5490 ※平日 8:30~17:15

(※1) 予防接種では、健康被害(病気になったり、障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。新型コロナワクチンの予防接種による健康被害が認められた場合は、予防接種法に基づく救済が受けられます。

●医学的知見が必要となる専門的な内容について(接種後の副反応など)

ぐんまコロナワクチンダイヤル ☎0570-783-910

※24時間(土・日・祝日も受付) ※看護師対応あり ※外国語対応あり

●ワクチンに関する基本情報などについて

厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター ※外国語対応あり

☎0120-761-770 ※9:00~21:00(土・日・祝日も受付)